

一般社団法人地域環境資源センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）と称し、英文名は、The Japan Association of Rural Solutions for Environmental Conservation and Resource Recycling 略称「JARUS」と表記する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、水と土に育まれた豊かな自然、美しい景観、個性ある伝統・文化や地域コミュニティなど多様な資源を有する農村地域において、健全な水と土の循環の維持、公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上並びに豊かな農村地域の環境（以下「農村環境」という。）の形成を図るため、農業集落から排出される污水等の処理のための施設（以下「農業集落排水施設」という。）等の整備及び保全、農村環境の創造、保全及び活用、農村地域の資源（以下「農村資源」という。）の循環等に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、循環型社会の形成及び農業・農村が有する多面的機能の維持・継承を図り、地域社会の健全な発展及び国土の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業集落排水施設等の整備及び保全に関する技術開発、調査研究及び技術支援
- (2) 農村環境の創造、保全及び活用に関する調査研究
- (3) 農村資源の循環に関する調査研究
- (4) 海外における前各号と関連した事業に関する調査研究及び技術協力
- (5) 災害により被災した農業集落排水施設等の復旧支援
- (6) 前各号に掲げる事業に関する普及啓発
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下、「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的及び事業に賛同し、かつ、農業集落排水施設の整備及び保全、農村環境の整備、保全及び活用、並びに農村資源の循環に関する事業を実施し又は実施しようとする市町村、土地改良区、農協等の団体
- (2) 特別会員 センターの目的及び事業に賛同し、かつ、農業集落排水施設の整備及び保全、農村環境の整備、保全及び活用、並びに農村資源の循環に関する事業を推進する土地改良事業団体連合会、都道府県等の団体
- (3) 賛助会員 センターの目的及び事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 センターの会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項の承認をしたときは、その旨を当該申し込みをした者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の議決を経て別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき又は破産の宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、かつ、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 会員が会員資格を喪失したときは、既納の入会金、会費、寄付金その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事会に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求があったときは、その日から30日以内の日を総会とする通知を総会の日の2週間前までに発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席正会員等の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員等現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)長期借入金の借り入れ
 - (6)その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員等は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、第20条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員等の中から選任された2名の議事録署名人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第23条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員等の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは正会員等の代表者としてその権利を行使する者以外の者から理事及び監事のうち若干名を選任することができる。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、センターの理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の責任の免除)

第30条 理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法人法第114条の規定により、法人法に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。

- (2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問は、理事会において選任し理事長が任命する。
 - 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 センターに、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1)センターの業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、監事は、必要があると認めるときは理事長に対して理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、役員に対し、理事会の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類は、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第42条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(専門委員会)

第46条 センターの事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が定める。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は、田中忠次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。